様式第２号（第４条関係）

小野町指令　第　号

住　　所

名　　称

代表者名

**小野町障害者日中一時支援事業実施施設整備費補助金交付決定通知書**

　　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった事業補助金については、小野町障害者日中一時支援事業実施施設整備費補助金交付要綱第４条の規定により、下記の条件を付して交付します。

年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小野町長

記

１．事業の名称

２．交付金額　　　　　金　　　　　　　　　　円

３．交付条件等

（１）補助対象者は、　　　年　月　日までに補助事業を完了しなければならない。

（２）補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、

あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

４．承認事項等

（１）補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

　　ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

（２）補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

５．状況報告

　　補助対象者は、補助事業の遂行状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

６．実績報告

　　補助対象者は、補助金に係る事業完了後３０日以内（第６条第１項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理してから１ヶ月以内）又は当該年度の３月３１日(補助金等を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の４月１０日)のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。